

相続ニュース

Vol.0143

2017年6月26日(月)

担当：MS事業部 中嶋

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

被相続人が連帯保証人

はじめに

もし被相続人が誰かの連帯保証人となっていた場合には、その連帯保証人としての地位や連帯保証債務はどのような扱いとなるのでしょうか。今回は、相続時の連帯保証について紹介をさせていただきます。

連帯保証も相続

被相続人が知り合いの連帯保証人になっていた場合には、相続人はその連帯保証人の地位も受け継ぐ事になってしまいます。そのため、その知り合いが借金を返済できないと相続人が返済をする事になります。また、連帯保証債務の負担分についても、基本的には法定相続分ずつ分割して相続する事になります。

例えば、父（被相続人）が1,500万円の連帯保証人で、相続人が子供3人の場合、子供3人がそれぞれ500万円の連帯保証債務を負うことになります。

遺産分割協議も可能

遺産分割協議書で、特定の相続人に債務を集中させることもできます。しかし、気をつけなければいけないのは、遺産分割協議で決まった事はあくまで相続人同士の私的な約束であり、法的には

連帯保証人から外れておらず、債務の支払い義務は消えません。もし、連帯保証債務を引き受けた相続人が返済を怠った場合、法定相続人へ請求が向かうことになります。

連帯保証の地位は相続放棄で回避できる

連帯保証債務を引き受けたくないのであれば、相続放棄を行うことで連帯保証の地位の相続を回避することができます。しかし、相続放棄を行うと連帯保証人の義務だけではなく、土地や建物、預貯金など相続対象となるすべてを手放す事になるので、遺産を確認した上で相続放棄について検討する事をお勧めします。もし、相続人の1人が相続放棄をした場合、残りの相続人で連帯保証債務を負う事になり、先程の例の場合、残り2人の子供がそれぞれ750万円の連帯保証債務を負うことになります。

おわりに

相続発生時には連帯保証債務が判明せず、数年後に請求がくることもあります。相続放棄などの手段を取る方法もありますが、相続放棄が認められない可能性もあり、様々な障害が出てくる恐れがあります。そのため、被相続人は連帯保証人になっていることを遺言に残すか親族に伝えるなどして事前に相続について備えておくのが良いでしょう。